

本別町告示第 7 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定に基づき、次の通り徴収業務委託事業者を指定したので告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

中川郡本別町長 佐々木 基 裕



- ・委託事業者に徴収させる歳入
太陽の丘循環バス運行条例第 3 条に定める使用料
- ・徴収業務を委託する路線と委託事業者の住所、名称
北海道中川郡本別町北 5 丁目 5 番地 9
本別ハイヤー有限公司 代表取締役 白木智康
- ・委託事業者に徴収させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日